**※この運営規程は参考例です。各事業所の状況に合わせて適宜変更してご利用ください。**

**で囲んだ部分については各事業所用に修正又は削除が必要です。**

△△園（児童発達支援センター）運営規程（案）

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人○○会が設置する△△園（以下、「センター」という。）が行う児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第２１条の５の２第１項第１号に規定する児童発達支援の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、障害児通所支援（法第２１条の５の３第１項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第２条　センターは、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

２　センターは、障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立って支援を提供する。

３　児童発達支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

４　前３項のほか、法及び児童福祉法施行条例(平成２４年埼玉県条例第６８号。以下、「埼玉県条例」という。)に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。

（センターの名称及び所在地）

第３条　事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　△△園

（２）所在地　埼玉県○○市○○町○○○番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　センターにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、埼玉県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

（１）管理者　１名（常勤○名）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている児童発達支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

　（２）児童発達支援管理責任者　○名（常勤○名）

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成し、通所給付決定保護者（法第２１条の５の５に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。）及び障害児に説明の上、同意を求める。当該計画作成後、６月に１回以上定期的に計画の見直しを行うほか、

他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

　（３）児童指導員　○名（常勤○名、非常勤○名）

児童指導員は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行う。

　（４）保育士　○名（常勤○名、非常勤○名）

保育士は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行う。

（５）栄養士　○名（常勤○名、非常勤○名）

栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録並びに調理員が行う給食業務の支援を行う。

（６）調理員　○名（常勤○名、非常勤○名）

調理員は、給食業務を行う。

（７）事務職員　○名（常勤○名、非常勤○名）

　　　　事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

　（２）営業時間　午前９時から午後３時までとする。

（利用定員）

第６条　センターの利用定員は次のとおりとする。

利用定員　○○名

（児童発達支援の内容）

第７条　児童発達支援の内容は以下のとおりとする。

（１）日常生活の自立のために必要な訓練

　（２）職業的訓練

　（３）食事の提供

　（４）入浴又は清拭

　（５）日常生活動作の介護

　（６）生活相談

　（７）健康管理

　（８）レクリエーション

　（９）その他障害児の支援に関すること。

（通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額）

第８条　児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受ける。

２　法定代理受領を行わない児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から法第２１条の５の３第２項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受ける。この場合、その提供した児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付する。

３　次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収する。

（１）食事の提供に要する費用　○○○円

（２）日用品費　○○○円

４　第１項から第３項の支払を受ける場合には、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得る。

５　第１項から第３項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付する。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、○○市の全域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第１０条　児童発達支援の提供を受けるに当たっては、障害児及び通所給付決定保護者は生活のルールを守り、適正な設備使用に努める。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　現に児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにセンターが定める協力医療機関または障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第１２条　センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（センターの主たる対象とする障害の種類）

第１３条　事業所において障害児通所支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害児

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１４条　センターは、障害児に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じる。

（１）虐待防止に関する責任者の設置

（２）苦情解決体制の整備

　　（３）虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」

　　　　という。）の設置等に関すること。

　　　　ア）　虐待防止委員会の設置

　　　　　　　委員会の開催　　年１回以上

　　　　イ）　虐待の防止のための指針の整備

　　　　ウ）　虐待の防止のための研修の実施

　　　　　　　採用時研修　　　採用後３か月以内

　　　　　　　継続研修　　　　年１回以上

（業務継続計画の策定等）

第１５条　センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非日常児の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

　（１）採用時研修　採用後３か月以内

　（２）継続研修　　年１回以上

　（３）訓練の実施　年１回以上

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第１６条　センターは、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、

　次の措置を講じる。

　　（１）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置

　　　　　委員会の開催　　３か月に１回以上

　　（２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

　　（３）感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

　　　　採用時研修　　　採用後３か月以内

　　　　継続研修　　　　６か月に１回以上

　　　　訓練の実施　　　６か月に１回以上

（身体拘束等の禁止）

第１７条　センターは、通所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児

　の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束そ

　の他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行って

　はならない。

２　センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、そ

　の際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項

　を記録する。

３　センターは、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる。

　（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

　　　　委員会の開催　　年１回以上

　（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備

　（３）身体拘束等の適正化のための研修の実施

　　　採用時研修　　　採用後３か月以内

　　　継続研修　　　　年１回以上

（安全計画の策定等）★

第１８条　事業所は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において、「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

２　事業所は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施する。

　　（１）採用時研修　採用後３か月以内

　　（２）継続研修　　年１回以上

　　（３）訓練の実施　年１回以上

３　事業所は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。

４　事業所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

（自動車を運行する場合の所在の確認）★

第１９条　事業所は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認する。

２　事業所は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行う。

（苦情解決）

第２０条　提供した児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

２　提供した児童発達支援に関し、法第２１条の５の２１の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者及びその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

３　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

第２１条 　センターは、提供する児童発達支援について、１年に１回以上、自ら評価を行うとともに保護者による評価を受け、常にその改善を図らなければならない。

２　前項における評価及び改善の内容を公表する。

（その他運営に関する重要事項）

第２２条　センターは、適切な障害児通所支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設ける。

（１）採用時研修　採用後３か月以内

（２）継続研修　年２回以上

２　センターは、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又は通所給付決定保護者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　センターは、他の事業所等に対して、障害児に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又は通所給付決定保護者の同意を得ておかなければならない。

４　センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（委任）

第２３条　この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、理事会において定める。

附則

　この規程は、令和○○年○月○○日から施行する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）★

第１条　令和６年３月３１日までの間において、第１５条の規定の運用につい

　ては、これらの規定中「講じる」とあるのは「講ずるよう努める」と、「実

　施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

（衛生管理等に係る経過措置）★

第２条　令和６年３月３１日までの間において、第１６条の規定の運用につい

　ては、これらの規定中「講じる」とあるのは「講ずるよう努める」とする。

（安全計画の策定等に係る経過措置）★

第３条　令和６年３月３１までの間において、第１８条の規定の運用ついては、

　これらの規定中「講じる」とあるのは「講ずるよう努める」と、「実施する」

　とあるのは「実施するよう努める」と、「周知する」とあるのは「周知する

　よう努める」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）★

第４条　令和６年３月３１日までの間において、第１９条の規定の運用につい

　ては、事業所において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する

　場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の

　見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備

　えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３

　月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場

　合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する事業所は

　ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在確認を行う。